

児童扶養手当・特別児童扶養手当の手続きのお知らせ

受付窓口が、こども未来課から住民生活課に変更になりました

児童扶養手当

児童扶養手当は、父母の離婚などで、父または母と生計を同じくしていなない児童を監護・養育している方に支給されます。

▼すでに受給されている方

児童扶養手当を受けている方は、毎年8月中に「児童扶養手当現況届」を提出する必要があります。対象の方には、通知を郵送しますので、期間内に忘れないで提出してください。

▼新たに申請される方

手当を受給するためには、認定請求(申請)が必要です。申請が遅れると、手当の支給が遅れる場合がありますので、該当する方は、お早めに申請してください。

▼新たに申請される方

手当を受給するためには、「特別児童扶養手当現況届」を提出する必要があります。対象の方には、通知を郵送しますので、期間内に忘れないで提出してください。

▼新たに申請される方

手当を受給するためには、認定請求(申請)が必要です。申請が遅れると、手当の支給が遅れる場合がありますので、お早めに申請してください。

▼対象

次のいずれかに該当する18歳になつた後の最初の3月31日までの児童（障がいの程度によって20歳まで）を監護・養育している方に支給されます。

- ・父母が婚姻を解消した児童
- ・母が未婚の児童
- ・父または母が死亡した児童
- ・父または母が一定程度の重度の障害の状態にある児童など
- ・父または母が一定額以上の所得がある場合など

※ただし、受給者または扶養義務者の所得が一定額以上ある場合など、状況によって手当が支給されない場合があります。

児童扶養手当は、父母の離婚などで、父または母と生計を同じくしていなない児童を監護・養育している方に支給されます。

ど状況によっては支給されない場合もあります。

特別児童扶養手当

特別児童扶養手当は、精神または身体が中程度以上の障がいの状態にある児童を監護する父母または、その児童を養育している方に支給されます。

▼すでに受給されている方

特別児童扶養手当を受けて

いる方は、毎年8月12日から9月11日までの間に「特別児童扶

養手当現況届」を提出する

必要があります。対象の方には、

通知を郵送しますので、期間内に忘れないで提出してください。

▼募集資格

- ・募集時点において満20歳以上で、町に住所を有する方
- ・委員の任期中も町に在住し、かつ事業者選定委員に出席する方

町では、那須高原保育園と大同・高久保育園(統合)を民営化するにあたり、保育園移管先事業者の選定について、広く意見を聴くために事業者選定委員会を設置します。委員会に参加いただく町民公募委員を次のとおり募集します。

※詳しくはお問い合わせください。
▼申込み・問合せ こども未来課
保育園整備係 ☎ (029) 699-59

事業者選定委員会の公募委員を募集します

那須町立保育園民営化に係る

ことができる方

・国または地方公共団体の議員および職員でない方

▼任期 委員会終了まで(年度内)

▼締切り 7月27日(金)

※詳しくはお問い合わせください。
▼申込み・問合せ こども未来課

保育園整備係 ☎ (029) 699-59

全国一斉「子どもの人権110番」

強化期間 電話相談開設

法務省の人権擁護機関では、子

どもをめぐるさまざまな人権問

題に積極的に取り組むことを目的

に、8月29日から9月4日の1週間を全国一斉「子どもの人権110番」強化週間としました。

強化期間中は、子どもの人権問題に詳しい人権擁護委員が子どもに対するいじめ、いやがらせ、強制

相談は、秘密厳守となりますので、安心してご相談ください。

▼日 時 8月29日(水)～9月4日(火)

(火) 午前8時30分～午後7時
(土・日は午前10時～午後5時)

0番 強化週間としました。

(フリーダイヤル)

0120-007-110

